

長 支 第 1 3 8 5 号
令 和 3 年 3 月 9 日

住民主体の通いの場代表者 各位
認知症カフェ代表者 各位
地域支え合いボランティア活動団体代表者 各位
老人クラブ会長、各位

山形市長 佐藤 孝 弘
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う
高齢者を対象とする地域活動の自粛の緩和について (通知)

日頃より、山形市の福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、高齢者を対象とする地域活動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対策として、令和3年2月22日付長支第1325号の通知において、令和3年3月14日まで自粛していただくよう要請しております。今般、市内における感染者が減少していること等を踏まえ、感染防止対策を徹底することを前提として、3月15日より下記のとおり、高齢者を対象とする地域活動の自粛の取扱いを緩和することといたします。

活動の再開にあたっては、マスク着用、手指の消毒、3つの密の回避等の感染防止対策を講じるとともに、お茶飲み等の会話をしながらの飲食は控えていただくようお願い申し上げます。また、厚生労働省から示された留意事項(別添1)にご留意の上、チェックリスト(別添2)をご活用いただきながら、活動していただきますようお願い申し上げます。

加えて、活動の再開状況を把握するため、活動を再開する際は下記担当までご連絡ください。また、市では、活動の再開に向けた支援を行いますので、ご相談等ございましたら下記担当までご連絡ください。

各団体におかれましては、通知の趣旨についてご理解いただくとともに、地域の役員等の皆様と今回の通知に係る情報の共有をしていただきますようお願いいたします。

なお、今後感染が拡大した場合には、再度自粛等をお願いする場合があります。その際には、改めて通知いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 緩和開始日

令和3年3月15日(月)

2 自粛を緩和する地域活動

- (1) 住民主体の通いの場
- (2) 認知症カフェ
- (3) 地域支え合いボランティア活動(通所B型)
- (4) 高齢者交流サロン(囲碁、将棋、趣味活動等)
- (5) 老人クラブ活動

【担当】 山形市長寿支援課 641-1212 (代表)

○住民主体の通いの場・認知症カフェ (内線568)

○地域支え合いボランティア活動団体 (内線564)

○老人クラブ (内線563)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して
通いの場等の取組を実施するための留意事項

1. 基本的な考え方

- 地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認し、開催の可否や実施方法について、検討する。その際、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職の助言を得ることが望ましい。
- その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、通いの場を開催するためには、
 - ・ 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けること、
 - ・ 運営者・リーダー、参加者ともに感染防止の基本である「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」を実践することが重要である。
- このため、運営者・リーダーは、まず新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である、飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、例えば、
 - ・ 飛沫感染については、換気の状態や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所（広さ、公民館などの屋内・公園などの屋外等）や時間、回数、参加人数、プログラム等を設定するとともに、
 - ・ 接触感染については、共有物品や、ドアノブなど手に触れる場所とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や、触れる箇所を減らす工夫を行う等の対応を行うことが考えられる。
- 今般お示しする留意事項も踏まえ、感染拡大防止のための対応を検討いただくとともに、事前に感染防止のための留意事項を周知すること等を通じ、運営者・リーダー、参加者ともに感染を広げないよう意識して取り組んでいただきたい。

2. 通いの場の取組における留意事項

<感染拡大防止に向けた留意事項>

- 運営者・リーダー、参加者ともに、事前に体温を計測し、発熱や風邪の症状がある場合は、参加を控えること。
- 運営者・リーダーは、参加者名簿（連絡先含む）を作成の上、開始前に参加者の体温や体調を確認し、記録する。発熱等が認められる場合には、参加を断ること。
- 運営者・リーダー、参加者ともに、症状がなくてもマスクを着用すること。また、できる限り、目・鼻・口は触らないようにすること。
- 複数の人の手が触れる場所や物（手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など）は、適宜、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム0.05%）やアルコール等で消毒すること。
- 運営者・リーダー、参加者ともに、手洗い（アルコール消毒による手指消毒でも可）を徹底すること。

- 室内で開催する場合は、1時間に2回以上の換気（2方向の窓を、1回、数分程度、全開にするなど）を行うこと。
- 参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上（できるだけ2m（最低1m））空けること。
- 歌を控えるとともに、文字（紙）や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくすること。
- 会話をする際は、正面に立つこと等を可能な限り避けることや、十分な距離を保つこと、マスクを着用することを徹底すること。
- 活動終了時の体調確認と手洗いを励行すること。
- 運営者・リーダーは、参加しなくなった者に対し、必要に応じ、市町村の担当者等と連携し、状況の把握や参加の呼びかけなどを行うこと。

<体操など身体を動かす活動をする場合>

- 息が荒くなるような運動は避けること。
- マスクを着けて運動をする場合は、マスクをしないときに比べて身体への負荷が著しく大きくなる可能性があるため、かかりつけ医の意見等も踏まえ、無理のないよう負荷を下げたり、休憩を取るなど配慮すること。
- 熱中症予防の観点から、こまめな水分補給や室温調整等を行うこと。なお、屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合は、マスクをはずす。

<会食や茶話会など飲食を伴う活動をする場合>

- 座席の配置について、対面ではなく、横並びで座るなどの工夫を行うこと。
- 会食等に当たり、大皿は避けて、料理は個別に配膳するとともに、茶菓は個別包装されたものが望ましい。
- 手や口が触れるようなもの（食器やコップ、箸など）は、使い捨てのものにしたり、洗剤で適切に洗浄すること。

【参考】

- ・ 3つの密を避けるための手引き（首相官邸、厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622211.pdf>
- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・ 咳エチケットについて（首相官邸、厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>
- ・ 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」（厚生労働省、経済産業省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>